

6 公共施設等の集約化・複合化、転用に係る地方債措置の延長について

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想される。その中にあって、地方公共団体は、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。

公共施設等の最適な配置を実現するため、平成26年4月に地方公共団体が公共施設等総合管理計画を平成28年度までに策定するよう要請されている。

公共施設等総合管理計画を策定後、地方公共団体は公共施設等の集約化・複合化、転用を具体的に進めることとなるが、住民との情報共有や合意形成などには多くの時間を要することが想定される。

これらのことと勘案すると、平成29年度までの措置とされている、公共施設最適化事業債や地域活性化事業債（転用事業）を期限内に十分に活用することが難しい状況にある。

今後、地方公共団体が公共施設等の集約化・複合化、転用を積極的に推進していくために、次の事項について特段の措置を講じられたい。

公共施設最適化事業債及び地域活性化事業債（転用事業）の措置については、地域の実情を反映した期間の延長を図ること。